

利用申し込みにあたってのお願い

利用申し込みの際し下記に掲げる項目に該当する場合は、ご利用できませんのでご注意ください

- ① 騒音等を発し、他の利用者に迷惑がかかるおそれがある利用の場合。
- ② 法令等に反する催し物での利用の場合。
- ③ パーティー等で過大な造作をしたり、釘を打って施設を損傷するおそれがある場合。
- ④ 同一の利用者（実質的に同一と認められる場合を含む）が全館的に多数の部屋を利用するとき。
（ただし、大会、分科会、試験会場、研究発表会、披露宴等で多数の部屋が必要と認められるときは除く）
- ⑤ 営利的事業に利用するとき
 - ・ 営利を目的とした物品販売
 - ・ 営利を目的とした塾等を開催するとき
 - ・ 営業の場として利用するとき
 - ・ その他営利を目的とした行事と認められるとき
- ⑥ 選挙に利用するとき。ただし、公職選挙法第161条第1項第3号の規定により施設の指定をされた場合を除く。
- ⑦ 宗教団体が行なう一般市民を対象とした布教活動を行なうとき。
（ただし、宗教団体が信者を集め学習や布教方法等の研修会を行なう場合を除く）
- ⑧ 高音を発する楽器を使用するとき。（ただし、音楽スタジオにおける使用を除く）
- ⑨ 大きな音声を発する民謡、詩吟等の利用。（ただし、管理上支障がない場合を除く）
- ⑩ ダンスの利用。（ただし、トレーニングルームを除く）
- ⑪ かながわ労働プラザ会議室を汚損するおそれのある利用をするとき。
- ⑫ 告別式、その他これに類する行事に利用するとき。
- ⑬ 1ヶ月に延べ10日（ギャラリーのみを利用する場合にあっては15日）以上利用するとき。
- ⑭ 利用することにより他の利用者に迷惑を及ぼす可能性があるとき。